

# 檀原市産後ケア事業 業務委託募集要領

令和8年4月

檀原市こども家庭課

## 1. 案件名称

橿原市産後ケア事業業務委託

## 2. 事業内容に関する事項

### (1) 事業の目的と概要

産後において、支援を必要とする母子を対象に、心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、居宅訪問型、通所型（2時間もしくは8時間）または短期入所型を提供できる事業者を募集する。

### (2) 利用対象者

本事業の対象者は、橿原市に住民登録を有し、産後ケアを必要とする出産日から起算して1年未満の母親及び自宅で療養が可能である乳児とする。産後ケア利用申請後、決定通知を受けた方のみ産後ケア事業を利用できる。基本的な対象は母子であるが、父親と母親が二人で協力し合って育てていくという意識をもつことが重要であることから、父親への支援も考えられる。

### (3) 業務内容

ア 利用申込みの受付

イ 利用者の市内の居宅または委託事業所（医療機関）にて、利用者の希望に沿い下記のサービスを提供する

①産後の母体管理及び生活面の指導
②乳房ケア、乳房トラブルに関する相談（乳房マッサージを含む）
③授乳相談
④児の養育（沐浴・栄養指導を含む）
⑤発育・発達に関する相談
⑥体重・排泄の観察及び相談
⑦スキンケアに関する指導
⑧母親等の心理面のケア
⑨在宅等での子育てに関する相談及び指導
⑩その他必要とする保健指導

ウ サービス利用料の徴収（下記「3. 募集、契約に関する事項（3）委託料」参照）

エ 書面にて市へ報告する

### (4) 実施担当者

産後ケア事業を管理する管理者を定めること。サービス提供者は、居宅訪問型は助産師または管理栄養士とし、通所型及び短期入所型は、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くこと。ただし、専門的なケア（乳房マッサージ等）は助産師を中心に行うこと。また、利用者の症状急変時に受け入れ可能な協力医療機関があることが望ましい。

(5) 利用時間、回数等について

1 回の出産あたり利用可能回数は 7 回を上限とする。ただし、うち 2 回は「期限付き居宅訪問型利用券」であり、生後 2 カ月未満を対象に居宅訪問型のサービスのみ利用可能。サービスの開始時間、終了期間について、原則、下記のとおりとするが、事業者は利用者の希望を踏まえたうえで決定する。

種類	1 回あたり	時間	食事
居宅訪問型	1～2 時間	原則、午前 9 時～午後 6 時	なし
通所型（2 時間）	2 時間	原則、午前 9 時～午後 7 時	なし
通所型（8 時間）	8 時間	原則、午前 9 時～午後 7 時	2 食提供
短期入所型	2 4 時間	原則、午前 10 時～翌日午前 10 時	3 食提供

※通所型、短期入所型について、分娩入院と同一の施設で退院日に使用することはできない。

### 3. 募集、契約に関する事項

(1) 実施要件 ※要件を満たせば、複数の種類について契約することが可能。

- ア 助産師、保健師又は看護師のいずれかを 1 名以上置くこと。（居宅訪問型に限り管理栄養士も可とする。）
- イ 奈良県内に医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所、同法第 2 条に規定する助産所又は公益社団法人日本栄養士会が認定した栄養ケア・ステーションを有し、保健指導等を行っていること。
- ウ 上記「(3) 業務内容、イ①～⑩」について、サービス提供できること。
- エ 賠償責任保険に加入していること。
- オ 本事業にかかる各要綱、契約書、仕様書、関係法令等を遵守すること。
- カ 本市との適切な連絡体制を確保すること。
- キ 下記の種類ごとの要件を満たすこと。
- ク 市が開催する産後ケア事業会議に参加すること。

#### 【居宅訪問型】

項目	項目の基準
業務実施体制	管理者を 1 名配置できる。
	助産師又は管理栄養士を配置できる。
	実施担当者の職種は助産師又は管理栄養士である。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
方法	利用者の自宅に赴いて、支援を行う体制がある。
	訪問時、安全面・衛生面に十分に配慮できる体制がある。

【通所型】

項目	項目の基準
業務実施体制	管理者を1名配置できる。
	助産師・保健師・看護師のいずれかを常に1名以上配置できる。
	出産後4か月頃までの母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
運営基準	8時間利用の場合、食事の提供を2食以上できる。(1食の場合委託料変更なし)
	食品及び施設衛生に十分配慮している。
	利用期間中に提供する食事は、身体回復に配慮し、帰宅後の生活の参考となるよう配慮した食事である。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	沐浴施設がある。

【短期入所型】

項目	項目の基準
業務実施体制	管理者を1名配置できる。
	助産師・保健師・看護師のいずれかを常に1名以上配置できる。
	助産師等の看護職を24時間常駐することができる。
	出産後4か月頃までの母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
運営基準	利用人数は19名を上限としている。
	食事の提供を3食できる。
	食品及び施設衛生に十分配慮している。
	利用期間中に提供する食事は、身体回復に配慮し、帰宅後の生活の参考となるよう配慮した食事である。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	居室が相部屋の場合、月齢の組み合わせ等配慮し、パーティション等により母子ごとに占有区画を設けることができる。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	入浴施設及び沐浴施設がある。
	適当な換気・採光・照明・防湿及び防水・排水設備を有する。

## (2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約は単年度契約とし、履行期間中の契約締結も可能とする。

## (3) 委託料

別表1のとおり、種類及び利用者区分に応じて本市へ委託料を請求できる。利用者からは、別表2の料金を事業者が徴収する。別表1の居宅訪問型の委託料について、利用者の居宅へ訪問するための交通費等を含むため、利用者から別表2以外の料金を徴収してはいけない。

### 【別表1 1回当たりの委託料】

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
居宅訪問型	10,000円	10,500円	11,000円
通所型(2時間)	9,000円	9,500円	10,000円
通所型(8時間)	22,500円	24,000円	25,000円
短期入所型	50,000円	52,500円	55,000円

### 【別表2 1回あたりの自己負担金】

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
居宅訪問型	1,000円	500円	0円
通所型(2時間)	1,000円	500円	0円
通所型(8時間)	2,500円	1,000円	0円
短期入所型	5,000円	2,500円	0円

## (4) キャンセル料について

当日以降に利用者から連絡があり中止となった場合は、利用予定1件につき別表3のキャンセル料を市へ請求することが出来る。事業者は利用者に対し、原則、キャンセル料を徴収してはならない。

### 【別表3 キャンセル料】

	キャンセル料
居宅訪問型	3,300円
通所型(2時間)	3,000円
通所型(8時間)	7,500円
短期入所型	16,500円

## (5) 新規事業者の応募(申請)の流れ

- ① 申請書類の提出
- ② 事業実施予定施設の実地調査(面接)
- ③ 審査結果通知・業務委託契約
- ④ 事業開始

#### (6) 申請（提出）書類

① 橿原市産後ケア事業委託指定申請書（必須）
② 橿原市産後ケア事業委託事業所シート（必須）
③ 事業に従事する職員の免許証の写し※
④ 奈良県内に医療法に規定する病院、診療所又は助産所を有することを証する書類※
⑤ 保健指導（乳房マッサージを含む。）等の実績を証する書類※
⑥ 賠償責任保険証書等の写し
⑦ 認定栄養ケアステーションであることを証する書類（該当する場合のみ）
⑧ 委託要件がわかる施設平面図等

※③④⑤について、委託事業者が病院または診療所の場合、省略可能。

#### (7) 提出方法

申請書類の提出方法は、郵送又はメールにて送付すること。持参しても差し支えない。持参する場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前8時30分から午後5時までに持参すること。提出先は、「4. 担当課」と同じであり、提出前に担当課へ電話連絡すること。

※申請書は、市ホームページからダウンロードすること。

#### (8) 申請上の注意事項

ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類については、公開されることがある。なお提出された書類については返却しない。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、「橿原市産後ケア事業委託事業申請取下書」を提出すること。

#### (9) 実地調査（面接）、審査及び結果通知

提出書類及び面接等により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。審査の結果は応募者に通知するとともに、本市のホームページ等に事業名、所在地等について公表する場合がある。

#### 4. 担当課

橿原市こども家庭課

住所：奈良県橿原市内膳町1丁目1-60

TEL：0744-47-3707 FAX：0744-25-2221

メールアドレス：kodomokatei@city.kashihara.nara.jp

#### 5. 適用

本募集要領は、令和8年4月1日以降の契約に適用する。

本事業の契約については、「橿原市産後ケア事業実施要綱」、「橿原市産後ケア事業の委託事業者の指定等に関する要綱」に基づき行う。